

ハノイ証券取引所の開設について

経済調査部 研究員 亀井 純野

本年3月8日、ホーチミン証券取引所に次ぐ国内2番目の証券取引所がベトナムの首都ハノイに開設された。ハノイ証券取引所の開設は、2003年8月発表の首相声明「2010年までの証券市場育成戦略」(注1)の一環として実現した。

通常の上場株式取引は2000年7月に開設されたホーチミン証券取引所で行われており、2004年12月末時点で、上場株式24銘柄、時価総額3.4兆ドン(GDP比0.5%)となっている。ハノイ証券取引所は、ホーチミン証券取引所と異なる機能を持つ中小企業向けの株式市場として作られ、同日ベトナム郵電公社傘下の郵電設備工場の株式競争入札が行われた。この入札は一般的な上場株式取引とは異なり、非上場の国営企業の株式持分にあたる部分をオークション形式で民間に売却するというベトナム独自の取引形態で行われた。今後もこの形態での入札が行われる予定であるが、この形態が将来どのような形式に発展していくか興味深いところである。

債券流通市場は一般にOTC取引が中心であるが、ベトナムでは上場証券取引の取引所集中義務によりOTC取引が事実上禁止されている(注2)ため、取引はホーチミン証券取引所で行われている。また、機関投資家の資産規模に比して債券の発行残高が少ないことから、運用手法として債券を満期まで保有することが一般的であり、流通市場の育成が進んでいない。国債については、政府の積極的な発行により発行残高200銘柄、券面総額24兆ドン(2004年11月末時点)に上るにもかかわらず、GDP比3.4%に留まっている(2003年12月末時点で、日本108%、マレーシア33%)。ベトナム政府は2010年までに証券市場全体の時価総額をGDP比10-15%まで増加させることを目標としており、今後の市場拡大を期している。社債については現在2銘柄が上場されているが、どちらもBIDV(Bank for Investment and Development of Vietnam、国営4大商業銀行のうちのひとつ)発行の金融債であり、まだ民間企業による資金調達が行われていないことが今後の課題である。

本年6月には、ハノイ証券取引所に債券流通市場が開設される予定となっているが、取引形態などの詳細は明らかにされていない。株式市場における競争入札のようにベトナム独自のアイデアが出てくる可能性もある。いずれにせよ今後のベトナム証券市場インフラ整備に大きな進展が期待され、状況を注視していくことが重要となろう。

(注1) 同国の証券市場を質・量両面で育成することでベトナムの金融市場を発展させ、国際金融市場への統合を目指すとの観点から策定されたもの。

(注2) ベトナムの証券取引法(Decree 144)は、上場証券の取引を取引所に集中することを義務付けており、OTC取引は禁止していると解釈されている。

(http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_4.html 財務省委嘱『ベトナムの国債市場整備にかかわる技術協力』平成16年3月、財団法人 国際通貨研究所)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2005 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>